

食品を取り扱う場合は 事前にご相談ください



食品衛生法に基づく**許可**や**届出**が必要な場合があります

Q1 出展場所で調理※
または製造した食品の
販売を行いますか？

No

Q2 取り扱う食品は
常温で長期間保存できる
包装食品だけですか？

Yes

※既製品を盛り付ける行為
グラスに飲料を注ぐ行為
も「調理」に当たります



許可が必要

【食品の取扱い例】

- ・レストラン、カフェ等の飲食店
- ・現地での菓子製造、販売など



届出が必要

【食品の取扱い例】

- ・弁当、そうざい
- ・野菜、果物、食用花
- ・消費期限が短い菓子類
- ・包装された肉や魚介類
- ・アイスクリーム類、乳製品
- ・ハムなどの食肉製品などの販売



No

Yes

許可・届出は**不要**
※別途、書類の提出が必要

【食品の取扱い例】

- ・缶、ビン、ペットボトル飲料
- ・缶詰、ビン詰食品
- ・常温保存できる包装菓子などの販売
- ・上記食品の試食、試飲、無償配布



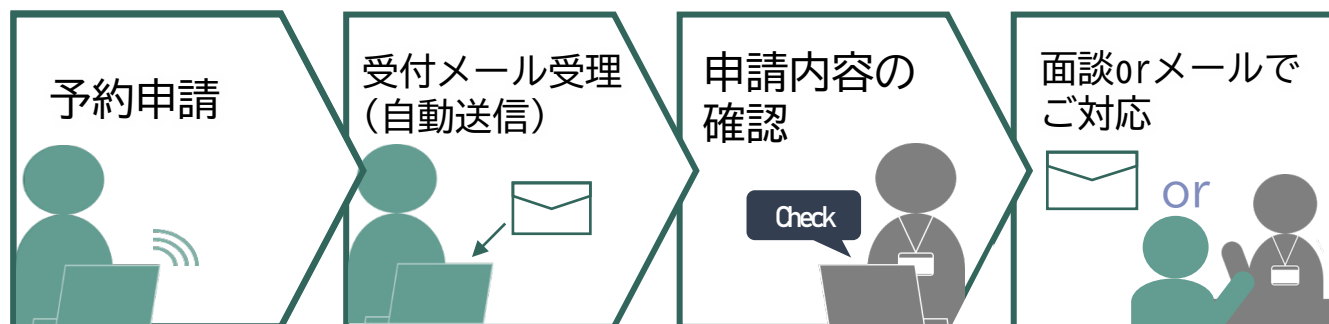
販売方法や取扱方法により区分が異なる場合があります
食品を取り扱う場合は
電子申請フォームから**必ず事前相談予約**してください

予約方法の詳細は
裏面へ▶▶



事前相談のご予約は**予約日の概ね1週間前まで**にお願いします

予約申請の流れ



予約方法

横浜市電子申請・届出システムのフォームから申請してください



スマートフォンの場合

下の二次元コードからアクセスしてください



- ▶ 手続きページで必要事項を入力し、ご希望の日時を選択してください。
- ▶ 図面等の添付書類はWordやPDF等の形式で添付できます。
- ▶ 入力内容に不備がある場合、日程調整が必要な場合は別途ご連絡いたします。



パソコンの場合

① 横浜市電子申請・届出システムにアクセス

横浜市電子申請・届出システム

検索

(URL)<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

② トップページ「手続き一覧(個人向け)」または「手続き一覧(事業者向け)」を選択



③ 「食品 相談」でキーワード検索



④ 「【2027年国際園芸博覧会特設窓口】食品関係事前相談予約フォーム」を選択

お問合せ：横浜市医療局食品衛生課（横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎21階）

E-mail: ir-syokunoanzen@city.yokohama.lg.jp TEL: 045-671-2456 FAX: 045-550-3587